## たとえば こんな困りごとはありませんか?

- ・階段や段差等により移動が困難
- ・教員や発表者の声が聞こえにくい
- ・板書やスクリーンの文字が見えにくい
- ・授業を聞きながらノートが取れない
- ・周囲の音が気になり授業に集中できない
- ・課題が重なるとうまく処理できない
- ・具体的な指示がないと課題が達成できない
- ・急な予定の変更に対応できない
- ・発表場面で極度に緊張したり、言いたいこと を整理して伝えたりすることが難しい

### このような支援例があります

- ・授業の内容を保障するための配慮
- ・移動やトイレ使用、座席の確保等に関する便宜
- ・視覚及び聴覚情報の確保のための支援・配慮
- ・知覚過敏等による修学上の困難の軽減のための 配慮
- ・コミュニケーションの困難に対する修学方法の 変更・調整
- ・身体機能上の困難に係る事務手続き等の代筆
- ・その他、疾病、障害等に伴う修学・生活上の困難に対する支援

困難を感じているが自分が対象となるか どうかわからないなど、詳細については 学生特別支援室にお問い合わせください。

# 文京町キャンパス



- ※ 相談を希望される方は、電話またはメールで ご連絡ください。
- ※ 対面での相談のほか、電話やメール、オンラインによる相談も行っています。
- ※ 来室に際して介助等が必要な場合は、その旨を お知らせください。

# 弘前大学教育推進機構 **学生特別支援室**

開室時間: 9:00~17:00 月~金(祝日除く)

T E L :0172-39-3266

FAX:0172-39-3119

E-mail :g-shien@hirosaki-u.ac.jp

住 所:〒036-8560 青森県弘前市文京町1

# 学生特別支援室

障害等による修学・生活上の 困難を軽減するため、 学生一人一人のニーズに応じた 支援をおこないます



# 学生特別支援室とは

学生特別支援室では、障害等に伴う修学・生活 上の困難に関する相談に応じ、学内の関係者・関 連部局と連携しながら、よりよい学生生活を送るこ とができるよう支援します。

弘前大学に在学する学生で、障害もしくは特性に 伴う修学・生活上の困難のある学生が対象です。

学生本人からの相談だけでなく、保護者・教職員 からの相談も受け付けています。

コーディネーターが、困難の状態や特性等について、学生本人や保護者・教職員と話し合いながら、よりよい学生生活が送ることができるよう、必要な配慮について検討していきます。



学習・休憩スペース

# 支援のネットワーク

# 学生課 「なんでも相談」窓口 ・教員 ・総合相談室 相談員 ・教務・学務 担当職員 学生特別支援室 (コーディネーター)

学部・研究科・関係部署授業担当教員、研究指導員など

相談窓口はすべて学生特別支援室と連携していますので、申し込みはどの窓口を利用していただいてもかまいません。

相談内容や個人情報が、本人の了承なしに 関係者以外に知られることはありませんので、 安心してご相談ください。

学習室・休憩スペースは面談室の隣にあります。 ご利用の際は面談室へお声がけください。

# 支援の流れ

相談の 申し込み 電話やメールで受け付けし、面談日時 を決めます。本人・保護者・教職員のど なたでも相談できます。

面談

コーディネーターが、困難の状況や必要な支援等について聞きとりをします。

支援申請

「支援申請書」を提出していただきます。

支援内容 の決定 関係部局と協議の上、支援内容を決定します。必要に応じて支援内容を調整します。

支援開始

授業等において支援が実施されます。

支援の 評価 支援内容を点検し、その後の支援にいかします。

まずはご相談ください